

吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jamine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

国保都道府県単位化・

滞納処分問題西日本集会

10月22日に中央社会保障推進協議会が主催する国保都道府県単位化・滞納処分問題西日本集会在大商連会館で開催されました。集会の午前の部では神奈川県職労連の神田隆史さんより基調講演として「国保都道府県単位化と2020年度に向けた地域での運動課題」についてお話がありました。神田さんは先日の台風19号の国保加入者の被災者に対して条件を緩和して医療費免除が



国の財源から実施されることを紹介され、昨年に大阪で大きな被害になった台風21号からの継続した運動の成果であるとお話されました。神田さんは厚労省が今後進めようとしている国保改革について説明されました。改革の内容で西日本の保険料がこれから上がる懸念があること、保険証をマイナンバーカードに置き換えようとしていること、市町村の国保運営を採点して交付する保険者努力支援制度にこれまでなかった減点項目が追加されたこと、大阪が進めている統一保険料を全国に広げようとしていることを紹介されました。そのうえで神田さんは住民運動として保険料、徴収、医療給付、都道府県国保運営方針に対する運動課題について提起されました。

午後の部では滋賀県で所得税の滞納により税務署から給与が振り込まれた2日後に預金全額を換価され、大阪高裁で逆転勝訴した男性Aさんと弁護士尾崎彰俊さんから報告がありました。尾崎さんはこの大阪高裁の判決では給与が振り込まれてから2日経過し携帯電話代などの引き落としが行われてからの差押えであるのに、預金全額を差押え禁止財産とみなした点から鳥取高裁からさらに進んだ判決であることが強調して報告されました。裁判を闘ったAさんはなぜ高裁まで闘いを進めたのか心境も含めて語られました。Aさんは鳥取高裁の判決について触れられなかった地裁の不当判決に対して納得ができず、司法としての判断を知りたいという気持ちが強かったことや、生活費を全額奪われたときの車の燃料費もないため自転車で2時間かけて出勤したこと、納豆や漬物、米ばかりの乏しい食事で1ヶ月を凌いだ苦しい思いから、いまも全国で同じ境遇の人たちがいることを思って最後まで闘う気持ちになったと語られました。

各地の運動の報告では大阪市の国保差押えなどの実態、奈良県の医療機関で行われた国保加入者へのアンケート調査、池田市で起こっている国保減免申請の予定者に対する財産調査について3名から報告がありました。

大阪にカジノはいらない！

10月22日(火)「カジノあかん！夢洲あぶない！10・22市民集会」がエルおおさかで開催され80名が参加しました。開会あいさつを「大阪を知り、考える会」の平松邦夫さんが行い、「維新の会はこの間、選挙でカジノのことを争点にしてこなかった。府民の意見を聞こうともしないで勝手に夢洲に誘致をしようとしています。こんなことは絶対に許してはいけません」と話されました。神戸大学



名譽教授の田結庄良昭さんから「夢洲で想定される南海トラフ地震による被害」と題したミニ講演が行われました。講演では、夢洲はもととごみを中心埋め立てられた島で、ひとたび地震になれば液状化を起し地盤沈下は避けられない。阪神淡路大震災の時に淀川左岸堤防が液状化によって3メートルも沈下した事実が証明している。また、大阪湾には石油タンクが多く、4万トンもの油が流出し舞洲に押し寄せます。引火すれば大火災になることは間違いありません。舞洲は橋を渡るかトンネルしかなく、逃げる方途が少なく大惨事になる。こんなところに万博やカジノはあり得ないと断言されました。その後、リレートークが行われ、ギャンブル依存症問題や自然環境問題など10名の幅広い観点からの報告が行われました。

大商連婦人部協議会第45回定期総会

10月19日(土)大阪クリスチャンセンターにおいて第45回定期総会が開催され、吹田から3名の代議員が出席しました。藤江会長のあいさつ後、来賓として大商連副会長大川さん、大商連青年部協議会会長長瀬さん、元参議院議員辰巳孝太郎さんがあいさつされ、総会方針案、決算予算の提案が午前中ありました。午後からは、地位向上、経営、組織、平和の4分科会に分かれ交流しました。分科会に参加された部員さんの感想を聞きました。

▼ 組織の分科会に参加した部員さん

港民商の役員さんがパソコンで婦人部ニュースを出されている。回覧されたニュースを見たが字が大きく読みやすく、身近な取り組み状況が書かれていて婦人部活動がよくわかり良かった。吹田でもニュースができたらと思う。

▼ 平和の分科会に参加した部員さん

大商協の会員で婦人部役員でもある、司法書士さんがDVDを使って話された、自衛隊が南スーダンに行って、橋を造る仕事をするといいいながら何もしないで帰国している現地の人の為といいいながら、何のために派遣されたのか。安倍首相が改憲して自衛隊を明記するとしているのが怖い。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！

伝言板

会社の作り方と仕組みを学ぶセミナー

10月28日(月) 19時00分 吹田民商事務所
講師 森高 悠太 司法書士(もりたか法務事務所代表)

輝け憲法！いかそう9条！11・3おおさか総がかり集会

11月3日(日) 13時30分 扇町公園
スペシャルゲスト 講演 立憲主義を発展させるために
高山佳奈子さん(京都大学大学院法学研究科教授)
野党各政党からの挨拶や各分野からのスピーチ、音楽・舞踊などの文化企画もあります。

無料法律相談

11月21日(木) 13時00分 吹田民商事務所
相談を希望される方は予約のご連絡をお願いします。

吹田民商のLINE公式アカウント

学習会などの案内アナウンスや簡易なご相談の対応に対応します。当面テスト運用を行います。



@182rbqtj

吹田市予算・施策要望書(2)

(5) 貧困対策の強化・生活保護制度について

- ① 生活保護基準のこれ以上の縮小・見直しに反対を表明していただくこと。
- ② 安価で安心して入居できる公営住宅の建設に取り組んでいただくこと。また生活困窮者支援の一環として家賃の補助制度の創設、特別養護老人ホーム、小規模グループホームを計画的に建設していただくこと。
- ③ 吹田市は大阪府内でも賃貸住宅の家賃が高く現在の生活保護基準では住居の確保が困難です。国に対して基準の引き上げを求めていただくこと。
- ④ 就労指導は生活保護利用者の実態と意向を尊重して行っていたりいただくこと。
- ⑤ 生活保護利用者の転入や転出にあたっては、自治体間の連携を密にして、利用者の生活環境や不安に寄り添う対応を行っていたりいただくこと。
- ⑥ 国基準に即し、生活福祉課の担当職員を増員していただくこと。職員の在職年数は最低でも保護手帳の内容を理解して活用できる年数を確保し、職員間で経験を承継できる環境を整備していただくこと。
- ⑦ 保険料、住民税、その他公的サービス利用料の納付相談にあたって、滞納が生活困窮や多重債務による場合は生活福祉室、生活困窮者自立支援センター、市民相談室の無料法律相談など生活再建を

支援する部署と連携していただくこと。また必要な研修を合同で行っていただくこと。

(6) 高齢者福祉について

- ① 第1号被保険者の介護保険料を一般会計繰入で保険料を引き下げていただくこと。また吹田市では大阪府内で最も多い18段階に区分されていますが、さらに中低所得者層により保険料が軽減されるよう段階基準や保険料の割合などの見直しをしていただくこと。
- ② 吹田市独自の介護保険料及び利用料の減免制度を拡充していただくこと。
- ③ いわゆる65歳問題といわれる高齢者・障がい者両方に対応する「共生型サービス」では、一律に「介護保険優先原則」を適用することなく利用者の実態に応じて柔軟に対応していただくこと。
- ④ 後期高齢者医療制度の基準収入額の対象について、事業を営むにあたって仕入れや諸経費が必要であることから、事業収入や不動産収入は収入ではなく所得へ改めるよう国に求めること。
- ⑤ 介護保険の小規模事業所の実態を把握し、存続のために必要な支援を強化していただくこと。
- ⑥ 国に対して介護報酬の大幅な引き上げおよび一般財源による介護労働者の大幅な処遇改善と介護労働者確保の施策を要望していただくこと。
- (7) その他の事項について
 - ① 市職員の4割以上非正規が占める現状の改善を求めます。公務員は災害時に住民の生命と安全を守る役割を担います。また安定した雇用は地域経済を豊かにし少子化対策に資するものです。市は産業振興条例に基づき非正規労働者の待遇改善にも取り組んでいただくこと。継続して働いている職員を計画的に正規雇用としていただくこと。
 - ② 市役所の窓口業務は外部委託せず市職員によって対応していただくこと。
 - ③ 民間保険への加入が経済的に困難な住民にとって頼りとなってきた吹田市交通災害・火災等共済制度の廃止を撤回していただくこと。
 - ④ JR吹田駅の自転車用地下通路のバイコレター設置は住民から長年の強い要望がありました。設計・施工の前に説明会などで意見聴取の機会を設けていただくこと。
 - ⑤ 非核平和都市宣言に基づき、国連で採択された核兵器禁止条約に賛意を示し、日本政府が参加するように働きかけていただくこと。

会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょー
商工新聞は経営のヒント・ハウスの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょー